

鳥取県令和8年1月地震等災害 企業復旧応援補助金 【Q & A】

目次

| | |
|---|---|
| 1 補助事業に関すること | 2 |
| Q1 この補助金の対象はどのような事業ですか？ | 2 |
| Q2 復旧に合わせた生産性向上とはどのようなものですか？ | 2 |
| Q3 被災したドアを自動ドアにする場合、この補助金の対象となりますか？ | 2 |
| Q4 この補助金の対象となる「施設」や「設備」は何ですか？ | 2 |
| Q5 自社が所有又は管理する賃貸物件はこの補助金の対象となりますか？ | 2 |
| Q6 被災した設備の修繕ができず、新しい設備を購入する場合、新しい設備は補助金の対象となりますか？ | 2 |
| Q7 被災した設備を新しい設備を購入する場合、新しい設備は補助金の対象となりますか？ | 2 |
| Q8 被災した外壁を修繕するのに合わせて、外壁全体をリフォームする場合、補助金の対象となりますか？ | 3 |
| Q9 被災した施設の清掃の撤去はこの補助金の対象となりますか？ | 3 |
| Q10 施設が被災したため、別の場所に施設の建替えを行う場合、この補助金の対象となりますか？ | 3 |
| Q11 看板が被災したため、別の場所に設置を行う場合、この補助金の対象となりますか？ | 3 |
| Q12 鳥根県の施設が被災した場合、この補助金の対象となりますか？ | 3 |
| Q13 自動車の修繕は対象となりますか？ | 3 |
| Q14 社宅の修繕は対象となりますか？ | 3 |
| Q15 自分でおこなった修繕は対象となりますか？ | 3 |
| 2 補助対象者に関すること | 4 |
| Q1 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者とはどのような者ですか？ | 4 |
| Q2 中小企業者以外の法人は、補助対象者になりますか？ | 4 |
| Q3 大企業である親会社からの出資が50%を超える中小企業者は本補助金の対象となりますか？ | 4 |
| Q4 他県に主たる事業所を置く中小企業者であって、鳥取県内に事業所を有する者は本補助金の対象となりますか？ | 4 |
| Q5 主たる事業所とはどのような事業所ですか？ | 4 |
| 3 事業期間に関すること | 5 |
| Q1 交付決定前に修繕した費用も本補助金の対象となりますか？ | 5 |
| Q2 事業はいつまでに終わる必要がありますか？ | 5 |
| 4 申請や手続きに関すること | 5 |
| Q1 補助金の申請はどのように行えばよいですか？ | 5 |
| Q2 補助金の申請から交付決定までどのくらいの期間がかかりますか？ | 5 |
| Q3 令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものとはどのような書類ですか？ | 5 |
| Q4 令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものがない場合、どうなりますか？ | 5 |
| Q5 被災証明書は令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものになりますか？ | 5 |
| Q6 装置の故障など外形的に被害を受けたことが説明しづらい場合、どうすればよいですか？ | 5 |

1 補助事業に関すること

Q 1 この補助金の対象はどのような事業ですか？

A 本補助金の対象となる事業は、令和8年1月6日に鳥根県東部で発生した地震で被害のあった施設及び設備の復旧（修繕）や被害のあった施設等の生産能力を向上や環境を改善（生産性向上）する事業です。

なお、今回の被害を踏まえて、被害を防護する措置（災害防護対策）も含まれます。

例えば、被災した施設の壁の修繕、被災した設備を最新設備に買い替え、被災した施設の柱を補強する等の措置です。

Q 2 復旧に合わせた生産性向上とはどのようなものですか？

A 本補助金の対象となる復旧に合わせた生産性向上とは、地震で被害のあった施設の改修又は設備を導入（買い替え）することで、従来以上の生産能力や環境の改善を図る事業です。

例えば、（被災した）生産装置を最新機種に買い替え、古いレジをPOSレジに買い替えする等です。

Q 3 被災したドアを自動ドアにする場合、この補助金の対象となりますか？

被災したドアの修繕は補助金の対象となり得ますが、自動ドアに変更する場合、生産性向上に資することが必要です。

本補助金における環境改善は生産性向上に資することが前提であるため、単なる職場環境の改善は対象になりません。

判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 4 この補助金の対象となる「施設」や「設備」は何ですか？

A 本補助金の対象となる「施設」とは、事務所、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場又は原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設をいいます。

このため、店舗兼自宅の自宅部分は本補助金の対象になりません。

本補助金の対象となる「設備」とは、補助対象者の事業活動の実施に必要不可欠と認められる設備をいいます。ただし、汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）や貸出しの用途に供するものは本補助金の対象になりません。

Q 5 自社が所有又は管理する賃貸物件はこの補助金の対象となりますか？

補助金の対象では、貸出しの用途に供するものは対象になりません。

なお、中小事業者等が所有する賃貸住宅については、鳥取県被災者住宅再建等支援制度 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/12716.htm>) の支援対象となる場合がありますので、県住宅政策課へお問合せください。

Q 6 被災した設備の修繕ができず、新しい設備を購入する場合、新しい設備は補助金の対象となりますか？

被災設備と同等以上の機能を有する設備の導入であれば本補助金の対象となります。

一方、被災した設備と一般的に異なる設備を購入する場合、本補助金の対象になりません。判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 7 被災した設備を新しい設備を購入する場合、新しい設備は補助金の対象となりますか？

被災した設備が修繕できる場合は、原則、修繕を御検討ください。購入される場合は、自社の生産やサービスの提供における具体的な生産性向上や環境の改善に資することが必要です。

判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 8 被災した外壁を修繕するのに合わせて、外壁全体をリフォームする場合、補助金の対象となりますか？

原則、被災した部分の修繕のみ対象となります。

ただし、外壁の資材や構造の変更等リフォームすることで災害防護対策となる場合は、補助金の対象となり得ます。

判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 9 被災した施設の清掃や撤去はこの補助金の対象となりますか？

施設の修繕や改修に付随して必要と認められる場合は、補助金の対象となります。

一方、施設の修繕や改修はなく、単に清掃や撤去を行う場合の費用は本補助金の対象となりません。設備に関しても同様です。

Q 10 施設が被災したため、別の場所に施設の建て替えを行う場合、この補助金の対象となりますか？

本補助金は、施設の修繕や改修を対象としているため、施設の建て替えは対象となりません。

Q 11 看板が被災したため、別の場所に設置を行う場合、この補助金の対象となりますか？

本補助金は、同一敷地内の別の場所に設置を行う場合、本補助金の対象となり得ます。全く別の場所に設置する場合、被災した施設又は設備とは別物である解し、本補助金の対象となりません。

Q 12 島根県の施設が被災した場合、この補助金の対象となりますか？

本補助金は、県内の施設や県内に設置される設備が対象となるため、本補助金の対象となりません。

なお、島根県では、市町村を通じて「被災地域における事業継続緊急支援事業」を実施しています。（以下、島根県中小企業課ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/zigyokeizoku.html>

Q 13 自動車の修繕は対象となりますか？

本補助金における設備は、機械・装置、工具、器具・備品、車両運搬具です。自動車については、補助金の対象となり得ますが、明らかに事業の用途にしか使用しないもの（例えば、特殊車両のように明らかに事業の用途にしか使用できない自動車）のみ対象とします。

また、修繕しないと業務に支障が出ると判断できる場合のみ、修繕の対象となります（軽微なへこみ傷等の修繕は原則対象外とします。）。判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 14 社宅の修繕は対象となりますか？

本補助金の対象となる「施設」とは、事務所、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場又は原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設となるため、本補助金の対象となりません。

Q 15 自分でおこなった修繕は対象となりますか？

原則、本補助金の対象となりません。

2 補助対象者に関すること

Q 1 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者とはどのような者ですか？

A 強化法第2条第1項に規定する会社又は個人の事業規模は以下のとおりです。

| 主たる業種 | いずれかを満たすこと | |
|--|--------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（以下の3業種を除く。） | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

「常時使用する従業員の数」は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者の数です。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、同法をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には含みません。

Q 2 中小企業者以外の法人は、補助対象者になりますか？

A 本補助金は、令和8年1月に発生した鳥根県東部を震源とする地震による県経済への悪影響が懸念されるため、被災した県内中小事業者等が行う設備等の復旧、生産性向上、災害防護等の取組を支援することを目的としています。

このため、原則として、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、経済産業省を除く他省庁が監督官庁である組合等の法人は、補助対象者となりません。判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

Q 3 大企業である親会社からの出資が50%を超える中小企業者は本補助金の対象となりますか？

A 申請者が中小企業者であれば、本補助金の対象者となります。

Q 4 他県に主たる事業所を置く中小企業者であって、鳥取県内に事業所を有する者は本補助金の対象となりますか？

A 予算に限りがあるため、本補助金の対象者は鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者となります。

このため、鳥取県に主たる事業所を持たない事業者が、鳥取県内に事業所を有していても本補助金の対象者となりません。

なお、鳥根県では、市町村を通じて「被災地域における事業継続緊急支援事業」を実施しています。（以下、鳥根県中小企業課ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/zigyokeizoku.html>

Q 5 主たる事業所とはどのような事業所ですか？

A 本補助金では、事業者の事業や業務の管理・統括・運営を行っている事業所を言います。具体的には、

本社機能（調査企画・情報システム、研究開発、国際事業、管理等の部門）を担う、又は、事業者や製品やサービス提供の多くを担う事業所としています。

判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

3 事業期間に関すること

Q 1 交付決定前に修繕した費用も本補助金の対象となりますか？

A 令和8年1月6日以降（1月6日を含みます）に発注した修繕費であれば、本補助金の対象となります。

Q 2 事業はいつまでに終わる必要がありますか？

A 令和8年12月31日までに事業を完了することが必要です。事業の完了とは、修繕や改修、設備の納品等が完了し、その代金の支払いまでを終えることをいいます。

4 申請や手続きに関すること

Q 1 補助金の申請はどのように行えばよいですか？

A 本補助金の申請は、電子申請又は郵送（持参）により以下に申請いただくことが可能です。

電子申請は以下のリンクから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19630

郵送（持参）は、以下のいずれにしてください。

鳥取県商工労働部企業支援課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 観光商工担当

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課 商工労働担当

〒683-0054 米子市糞町1丁目160

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局 地域振興課 地域振興担当

〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

Q 2 補助金の申請から交付決定までどのくらいの期間がかかりますか？

A 本補助金の交付決定までは、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行います。

令和8年1月6日以降に着手したものが補助金の対象となり得ますので、交付決定前から事業を開始いただくことが可能です。

ただし、審査の過程で補助対象経費として認められない場合がありますのでご注意ください。

Q 3 令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものとはどのような書類ですか？

A 被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことが客観的にわかる書類をいいます。

Q 4 令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものがない場合、どうなりますか？

A 原則、本補助金の申請はできません。

Q 5 被災証明書は令和8年1月地震によって被害を受けたことが客観的にわかるものになりますか？

A なり得ます。発行については、最寄りの市町村又は商工団体等にご相談ください。

Q 6 装置の故障など外形的に被害を受けたことが説明しづらい場合、どうすればよいですか？

A メーカーから修繕する場合の見積りを取得する等、具体的な故障内容がわかるものをご用意ください。